

申請から事業の決定までの流れ

【平成29年度】

○事前協議申請の受付

事前協議申請書及び提案団体概要書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、6月30日(金)までに提出してください。

- ・申請期間 6月15日(木)～6月30日(金)
- ・提出先 市役所1階 市民活動推進課
- ・受付時間 月曜日～金曜日(祝日除く)の午前8時30分～午後5時15分



- 市民活動推進課から事前協議の事業担当課と第1回目の協議の日時をお知らせします。(7月末までに書面でお知らせします。)



- 協働事業をより良いものとするため、団体と事業担当課が事業の内容について協議を行います。(8月～9月中旬頃)



- 協議が整った後、事業提案書を作成し、市民活動推進課に提出します。(9月中旬～9月下旬頃)



- 鎌ヶ谷市協働推進委員会による選考審査をします。審査は、団体と事業担当課によるプレゼンテーション形式で行います。(10月頃)
- 市は、選考審査の結果を踏まえて、事業委託の可否を決定します。



事業委託が決定した場合



- 団体と市との間で委託契約及び協定を締結します。(委託契約の成立は、市議会による平成30年度予算の成立が前提となります。なお、平成30年度予算は、平成30年3月下旬に成立する予定です。)

事業の開始から成果の公表までの流れ

【平成30年度】

- 協働事業を実施します。事業期間は、平成30年4月～平成31年3月の間です。



- 協働事業の完了後、速やかに完了報告書を提出していただきます。
- 完了報告書により、市が完了検査を行い、団体に請求書を提出していただきます。(お支払いは、請求書を受領してから30日以内に、指定された銀行口座にお振込みします。)



- 協働事業の完了後、団体と事業担当課の相互評価を実施します。この評価結果と前述の完了報告は、鎌ヶ谷市協働推進委員会に報告され、その評価を受けます。
- 鎌ヶ谷市協働推進委員会による評価結果や、協働事業の取組内容、実施結果、成果等は、市のホームページ等で公表されるほか、市が設けた機会に発表していただきます。